

## 業務委託仕様書

### 委託業務名

武里南小学校外1校建築物環境衛生管理等業務委託

### 履行期間

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで

### 1. 目的

#### <建築物環境衛生管理業務>

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条に基づく「建築物環境衛生管理基準」に従い、特定建築物の維持管理を行うため、給水の水質検査及び空気環境の測定を行い、室内環境と生活用水の現状把握と改善が必要な場合の指標とする目的とする。

#### <業務用冷凍空調機器の定期点検業務>

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「フロン排出抑制法」）に基づき、空調機器を適切に管理することを目的とする。

### 2. 業務場所

武里南小学校 春日都市大枝89番地2街区1棟  
RC造3F建て

武里西小学校 春日都市大場822番地1  
RC造4F建て

### 3の1. 建築物環境衛生管理業務・業務内容

#### （1）建築物環境衛生管理技術者の選任

- ア. 維持管理業務計画の立案
- イ. 維持管理業務の指揮監督
- ウ. 環境衛生上の維持管理に必要な各種調査の実施とその結果の評価
- エ. 環境衛生上の維持管理に必要な諸書類の作成及び関係図面、書類、図書等の保管
- オ. 監督機関への特定建築物維持管理報告書及び各種届出書（県へ報告する調査書等）の作成

- ・保健所からの各種改善指導や法改正があった場合に、特定建築物の維持管理権限者に対し是正指導を行うこと。
- ・特定建築物維持管理実施状況概要の提出時に内容の確認を行うこと。
- ・その他、保健所から建築物環境衛生管理に関する図面、書類等の提出を求められた場合に、管理権限者が作成した図面、書類等の確認を行うこと。
- ・建築物の衛生的環境を維持するための測定・検査等の作業に必要に応じ立ち会うこと。
- ・特定建築物の維持管理権限者から、測定・検査結果等に異常が発見されたとの連絡を受けた場合に、早急かつ適切な対応を行うこと。

## (2) 水質検査

### ア. 飲料水検査（年2回）

#### 【6月1日～9月30日に検査する28項目】

一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、鉛及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、蒸発残留物、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、臭素酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、ホルムアルデヒド、シアン化物イオン及び塩化シアン、有機物、PH値、味、臭気、色度、濁度

#### 【上記検査実施後6ヶ月以内に検査する11項目】

一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物、PH値、味、臭気、色度、濁度

### イ. 雜用水検査（年6回）

検査する項目：大腸菌群

## (3) 空気環境測定

ア. 2か月毎に年6回実施すること。

イ. 業務の実施については、委託者の立会いを受けること。

ウ. 測定場所は給食調理室とし、測定回数は1日2回とすること。

エ. 測定項目は浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、気流とする。

## (4) ねずみ、昆虫等の防除

ア. 6か月毎に年2回実施すること。

イ. 調査内容：「建築物における維持管理マニュアル」（厚生労働省）による

調査結果：「建築物における維持管理マニュアル」（厚生労働省）による

ウ. 作業計画書：「建築保全業務共通仕様書（令和5年版）【I, 1, 2, 1】による。

エ. 作成した作業計画書に基づき、実施・報告すること。

## (5) その他必要な業務

業務場所の建築物において、空気環境の調整・給水の管理・雑用水の管理・排水の管理・清掃が建築物環境衛生管理基準に従って環境衛生上適正に行われているか監督を行うこと。

## (6) その他特記事項

ア. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条第1項に規定する技術者免状の写しを提出すること。

イ. 建築物環境衛生管理技術者選任届の写しを提出すること。

- ウ. 各種報告書については遅滞なく提出すること。また、報告書には、業務を行った建築物環境衛生管理技術者の氏名を明記すること。
- エ. 業務の実施にあたっては、上記に定めるもののほか、関係法令等の規定を遵守して実施するものとする。

### 3の2. 業務用冷凍空調機器の点検業務・業務内容

#### (1) 第一種特定製品の点検を行うこと。

3か月に1回の簡易点検を行うこと。

業務内容及び点検内容は、「環境省 経済産業省フロン排出抑制法第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き」による。

#### (2) その他特記事項

ア. 冷媒フロン類取扱技術者証の写しを提出すること。

イ. 各種報告書については遅滞なく提出すること。また、報告書には、業務を行った冷媒フロン類取扱技術者の氏名を明記すること。

ウ. 業務の実施にあたっては、上記に定めるもののほか、関係法令等の規定を遵守して実施するものとする。

### 4. 共通事項

#### (1) 委託料の支払方法

ア. 委託料の支払いは、空気環境測定を実施した月以降に請求するものとする。

イ. 1回あたりの支払金額は、契約金額を6で除した額とし、その額に1円未満の端数が生じる場合は、最終6回目で調整する。

#### (2) その他

当仕様書に定めのない事項で疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者と受注者とが協議して決定するものとする。